

<参考> 検疫（空港、港）で有症者が発生した場合の対応

当該項目は、基本的に仙台検疫所（あるいは厚生労働省結核感染症課）の判断により実施される行為であり、本県のマニュアル掲載にはなじまないか所は削除することとし、「仙台検疫所（あるいは厚生労働省結核感染症課）は、～する。」という部分は「仙台検疫所（あるいは厚生労働省結核感染症課）が、～した場合の対応は、次ぎのとおりとする。」と読み替えることとする。

青森空港で発生した場合の対応

1．検疫法第6条に基づく検疫前の通報により有症者がいることが把握できた場合（新型インフルエンザ発生地域から来航する航空機も新型インフルエンザ発生地域でない地域から来航する航空機も同様の扱いとなる。）

仙台検疫所（青森空港出張所）は、航空会社から、機内に有症者が搭乗しているとの検疫前の通報を受けた場合には、当該有症者の確認のため、同機の機内検疫を実施する旨、速やかに航空会社に連絡することとなる。

検疫所からの連絡等に対する対応

1．仙台検疫所（青森空港出張所）から、検疫の実施について、保健衛生課に連絡があった場合その対応は次ぎのとおりとする。

2．保健衛生課は、検疫の実施について直ちに、

健康福祉部長等に報告するとともに、健康危機対策本部へ報告する。

秘書課、港湾空港課、環境保健センター、各保健所、各指定医療機関、警察本部、県医師会、青森市医師会等に連絡する。なお、港湾空港課は青森空港管理事務所へ連絡する。

健康危機対策本部の指示を受け、青森警察署に連絡するとともに、必要に応じて、空港周辺の交通整理を要請する。

健康危機対策本部の指示を受け、青森地域広域消防事務組合消防本部に連絡するとともに、必要に応じて、救急車の出動準備を要請する。

3．保健衛生課は、健康福祉部長の指示を受け、検疫の実施について直ちに知事（副知事・出納長）に報告する。

4．健康福祉政策課は、上記以外の庁内関係課等及び青森市に連絡する。

5．広報担当者（スポークスパーソン）は、健康危機対策本部の指示を受けて、検疫の実施について公表の準備をするとともに、

仙台検疫所が有症者を新型インフルエンザ患者（要観察例含む）と診断した場合、仙台検疫所及び厚生労働省結核感染症課と協議の上、必要な事項について公表する。

仙台検疫所が有症者を新型インフルエンザ患者（要観察例含む）と診断しなかった場合、

仙台検疫所及び厚生労働省結核感染症課と協議の上、

- ・ 仙台検疫所が検疫法第18条第2項の規定に基づき有症者に対して実施した対応の内容（機内の濃厚接触者及び同乗者に対する調査票による氏名・連絡先等の確認、健康状態報告指示書による入国後（潜伏期間内）の朝夕の体温測定結果等の報告指示、万一の拡散防止のための帰宅時のマスク着用への協力等）

- ・ 今後の県としての対応 など

について公表する。

新型インフルエンザ患者（要観察例含む）の搬送等

搬送関係

1. 仙台検疫所は、新型インフルエンザ患者（要観察例含む）の指定医療機関（緊急その他やむをえない理由があるときは、感染症指定医療機関以外の陰圧病床を有する病院又は診療所であって、検疫所長が適当と認めるもの。以下この項及び「2. 検疫法第6条に基づく検疫前の通報により有症者がいないとの連絡があった場合」において同じ。）への搬送にあたって、到着時等に適切な感染管理が行われるように、指定医療機関及び保健衛生課に対して事前に新型インフルエンザ患者（要観察例含む）の情報、予想到着時間等を連絡することとなる。

2. 仙台検疫所と厚生労働省結核感染症課から、新型インフルエンザ患者（要観察例含む）の搬送に関し、必要に応じて、保健衛生課を通して健康危機対策本部に協力要請があった場合、次ぎのとおりとする。

3. 健康危機対策本部は、仙台検疫所と厚生労働省結核感染症課から新型インフルエンザ患者（要観察例含む）の搬送に関して要請を受けた場合、感染症患者搬送車の使用状況等を勘案し、保健衛生課を通して青森市保健所に対し新型インフルエンザ患者（要観察例含む）を青森空港から新型インフルエンザ患者（要観察例含む）を収容する指定医療機関への搬送を指示し、搬送する。

指定医療機関関係

1. 仙台検疫所と厚生労働省結核感染症課から、新型インフルエンザ患者（要観察例含む）を収容する指定医療機関に関して、必要に応じ、保健衛生課を通して健康危機対策本部に協力要請があった場合、次ぎのとおりとする。

2. 健康危機対策本部は、仙台検疫所と厚生労働省結核感染症課から新型インフルエンザ患者（要観察例含む）を収容する指定医療機関に関して要請を受けた場合、指定医療機関の受け入れ体制を確認するなどし、保健衛生課を通して当該指定医療機関に当該患者の受け入れを要請する。

また、健康危機対策本部は、保健衛生課を通して当該指定医療機関の所在地を所管

する保健所にその旨を連絡する。

健康監視対象者からの報告に対する対応

1. 仙台検疫所は、県内に居所を有する濃厚接触者及び同乗者等から、健康状態に異状を呈した旨の報告があった場合には、検疫法第18条第3項の規定に基づき、当該者の健康状態、当該者に対して指示した事項、並びに当該者から報告を求めた事項について、保健衛生課に速やかに通知することとなる。

2. 保健衛生課は、上記1.の旨を直ちに健康危機対策本部に報告する。

3. 仙台検疫所から上記1.の旨の報告を受けた厚生労働省結核感染症課から、必要に応じて、感染症法に基づく対応を保健衛生課を通して健康危機対策本部に要請があった場合、次ぎのとおりとする。

4. 健康危機対策本部は、仙台検疫所からの通知及び厚生労働省結核感染症課から感染症法上に基づく対応を要請された場合、保健衛生課を通して関係保健所に対し青森県感染症対策マニュアル及び国の新型インフルエンザ対策積極的疫学調査ガイドライン(案)に基づく対応等を指示する。

2. 検疫法第6条に基づく検疫前の通報により有症者がいないとの連絡があった場合

検疫官は、新型インフルエンザ発生地域から来航する航空機の機長から、検疫法第11条第2項の規定に基づく書類の提出及び提示を求め、機内に有症者がいないことを書面で確認することとなる。

1. 仙台検疫所(青森空港出張所)は、新型インフルエンザ発生地域から来航する全乗客・乗員から質問票を回収し、健康状態や入国前の新型インフルエンザへの暴露状況について確認することとなる。

2. 仙台検疫所(青森空港出張所)は、上記1.の質問票等から、有症者がいた場合には、直ちに健康相談室等において医師による問診、診察等を行い、その結果、

医師が新型インフルエンザ患者(要観察例含む)と診断した場合、保健衛生課に連絡することとなる。

以下、原則として、「1. 検疫法第6条に基づく検疫前の通報により有症者がいることが把握できた場合」の対応を行う。

医師が新型インフルエンザ患者(要観察例含む)と診断しなかった場合、仙台検疫所が当該有症者に対して実施した指導等の内容を保健衛生課に連絡することとなる。

以下、原則として、「1. 検疫法第6条に基づく検疫前の通報により有症者がいることが把握できた場合」の「検疫所からの連絡等に対する対応」5.の対応を行う。

青森港で発生した場合の対応

1. 検疫法第6条に基づく検疫前の通報により新型インフルエンザ発生地域から潜伏 期間内に来航し、かつ有症者が乗船していることが確認された場合

仙台検疫所(青森出張所)は、検疫港において、臨船検疫又は着岸検疫を実施する。なお、検疫港以外の港へ入港するための事前の許可を受けている場合であっても、仙台検疫所長は、検疫法第14条第2項の規定に基づき、船舶の長に対して検 疫港へ回航するよう指示することとなる。

着岸検疫は、当日の天候等の理由により検疫官の安全確保が難しい場合に実施することとし、事前に港湾管理者(青森県土整備事務所青森港管理所、港湾空港課)、海上保安部署長等と協議し、対応する埠頭、場所等を決定しておくこととされている。

検疫所からの連絡等に対する対応

1. 仙台検疫所(青森出張所)から、臨船検疫又は着岸検疫の実施について、保健衛生課に連絡があった場合その対応は次のとおりとする。

2. 保健衛生課は、臨船検疫又は着岸検疫の実施について直ちに、

健康福祉部長等に報告するとともに、健康危機対策本部へ報告する。

秘書課、港湾空港課(仙台検疫所から事前に連絡済みの場合あり)、環境保健センター、各保健所、各指定医療機関、警察本部、県医師会、青森市医師会等に 連絡する。

健康危機対策本部の指示を受け、青森警察署に連絡するとともに、青森港周辺の交通整理を要請する。

健康危機対策本部の指示を受け、青森地域広域消防事務組合消防本部に連絡するとともに、必要に応じて万一に備えての救急車の出動準備を要請する。

3. 保健衛生課は、健康福祉部長の指示を受け、検疫の実施について直ちに知事(副知事・出納長)に報告する。

4. 保健衛生課は、青森市に連絡する。

5. 広報担当者(スポークスパーソン)は、健康危機対策本部の指示を受けて、検疫の実施について 公表の準備をするとともに、

仙台検疫所が有症者を新型インフルエンザ患者(要観察例含む)と診断した場合、仙台検疫所及び厚生労働省結核感染症課と協議の上、必要な事項について公表する。

仙台検疫所が有症者を新型インフルエンザ患者(要観察例含む)と診断しなかった場合、

仙台検疫所及び厚生労働省結核感染症課と協議の上、

・ 仙台検疫所が検疫法第18条第2項の規定に基づき有症者に対して実施した対応の内容(機内の濃厚接触者及び同乗者に対する調査票による氏名・連絡先 等の確認、健康状態報告指示書による入国後(潜伏期間内)の朝夕の体温測定 結果等の報告指示、万一の拡散防止のための帰宅時のマスク着用への協力等)

- ・ 今後の県としての対応 など
について公表する。

新型インフルエンザ患者（要観察例含む）の搬送等

搬送関係

- 1．仙台検疫所は、新型インフルエンザ患者（要観察例含む）の指定医療機関への搬送にあたって、到着時等に適切な感染管理が行われるように、指定医療機関及び保健衛生課に対して事前に新型インフルエンザ疑い患者の情報、予想到着時間等を連絡することとなる。
- 2．仙台検疫所と厚生労働省結核感染症課から、新型インフルエンザ患者（要観察例含む）の搬送に関し、必要に応じて、保健衛生課を通して健康危機対策本部に協力要請があった場合その対応は次ぎのとおりとする。
- 3．健康危機対策本部は、仙台検疫所と厚生労働省結核感染症課から新型インフルエンザ患者（要観察例含む）の搬送に関して要請を受けた場合、感染症患者搬送車の使用状況等を勘案し、保健衛生課を通して青森市保健所に対し新型インフルエンザ患者（要観察例含む）を青森空港から新型インフルエンザ患者（要観察例含む）を収容する指定医療機関への搬送を指示し、搬送する。

指定医療機関関係

- 1．仙台検疫所と厚生労働省結核感染症課から、新型インフルエンザ患者（要観察例含む）を収容する指定医療機関に関して、必要に応じ、保健衛生課を通して健康危機対策本部に協力要請があった場合その対応は次ぎのとおりとする。
- 2．健康危機対策本部は、仙台検疫所と厚生労働省結核感染症課から新型インフルエンザ患者（要観察例含む）を収容する指定医療機関に関して要請を受けた場合、指定医療機関の受け入れ可能の状況を確認するなどし、保健衛生課を通して当該指定医療機関に当該患者（要観察例含む）の受け入れを要請する。

また、健康危機対策本部は、保健衛生課を通して当該指定医療機関の所在地を所管する保健所にその旨を連絡する。

健康監視対象者からの報告に対する対応

- 1．仙台検疫所は、県内に居所を有する濃厚接触者及び同乗者等から、健康状態に異状を呈した旨の報告があった場合には、検疫法第18条第3項の規定に基づき、当該者の健康状態、当該者に対して指示した事項、並びに当該者から報告を求めた事項について、保健衛生課に速やかに通知することとなる。
- 2．保健衛生課は、上記1．の旨を直ちに健康危機対策本部に報告する。
- 3．仙台検疫所から上記1．の旨の報告を受けた厚生労働省結核感染症課から、必要に応じて、感染症法に基づく対応を保健衛生課を通して健康危機対策本部に要請があった場合その対応は次ぎのとおりとする。
- 4．健康危機対策本部は、仙台検疫所からの通知及び厚生労働省結核感染症課から感染

症法上に基づく対応を要請された場合、保健衛生課を通して関係保健所に対し青森県感染症対策マニュアル及び国の新型インフルエンザ対策積極的疫学調査ガイドライン(案)に基づく対応等を指示する。

2. 検疫法第6条に基づく検疫前の通報により新型インフルエンザ発生地域から潜伏期間内に来航し、かつ有症者が乗船していないとの連絡があった場合

検疫官は、新型インフルエンザ発生地域から潜伏期間内に来航する船舶の長から、検疫法第11条第2項の規定に基づく書類の提示等を求め、船内に有症者がいないことを書面で確認することとなる。

1. 仙台検疫所(青森出張所)は、新型インフルエンザ発生地域から来航する全乗客・乗員から質問票を回収し、健康状態や入国前の新型インフルエンザへの暴露状況について確認することとなる。

2. 仙台検疫所(青森出張所)は、上記1.の質問票等から、有症者がいた場合には、直ちに健康相談室等において医師による問診、診察等を行い、その結果、

医師が新型インフルエンザ患者(要観察例含む)と診断した場合、保健衛生課に連絡することとなる。

以下、原則として、「1. 検疫法第6条に基づく検疫前の通報により新型インフルエンザ発生地域から潜伏期間内に来航し、かつ有症者が乗船していることが確認された場合」の対応を行う。

医師が新型インフルエンザ患者(要観察例含む)と診断しなかった場合、仙台検疫所が当該有症者に対して実施した指導等の内容を、保健衛生課に連絡することとなる。

以下、原則として、「1. 検疫法第6条に基づく検疫前の通報により新型インフルエンザ発生地域から潜伏期間内に来航し、かつ有症者が乗船していることが確認された場合」の「検疫所からの連絡等に対する対応」5.の対応を行う。

3. 新型インフルエンザ発生地域を発航し、潜伏期間内を過ぎた後に来航する場合

通常の通報内容に加え、必要な情報を事前に通報させ、乗組員等に異状のある者や事前通報の内容に該当する者がいない場合、無線検疫により対応することとなる。

1. 仙台検疫所(青森出張所)は、異状のある者等が有症者と考えられる場合、上記「2. 検疫法第6条に基づく検疫前の通報により新型インフルエンザ発生地域から潜伏期間内に来航し、かつ有症者が乗船していないとの報告があった場合」による対応を行うこととなる。

4. その他

主に旅客船において、有症者が集団発生している等の情報を得た場合、船内停留等の緊急性の高い措置の対象となることが想定されるため、直ちに仙台検疫所は厚生労働省結核感染症課に報告し、必要な指示を受けることとなっている。

八戸港で発生した場合の対応

「青森港で発生した場合の対応」を準用する。ただし、「青森港で発生した場合の対応」中の字句で、次表左欄に掲げるものは、それぞれ同表右欄の字句と読み替えるものとする。

仙台検疫所（青森出張所）	仙台検疫所（八戸出張所）
青森県土整備事務所青森港管理所	八戸県土整備事務所八戸港管理所
青森市医師会	八戸市医師会
青森警察署	八戸警察署
青森市保健所	八戸保健所
青森港	八戸港
青森地域広域消防事務組合消防本部	八戸地域広域市町村圏事務組合消防本部
青森市	八戸市